

(様式1)

登教学 第106号

令和7年12月19日

文部科学大臣 殿

登米市 熊谷 康信

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり施設整備計画を提出します（変更したので提出します）。

記

1. 施設整備計画の名称

登米市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和7年度（1年間）

(担当)

登米市教育委員会教育部学校教育課

住所：宮城県登米市中田町上沼字西桜場18

電話：0220-34-2679

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

#### (2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

#### (3) 教室不足の解消等を図る整備

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

中津山小学校、米岡小学校及び米山東小学校の統合にあわせて、新校舎となる(仮称)米山小学校を整備する。

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

施設設備の老朽化が進む学校給食センターについて、今後の児童生徒数の減少や学校再編の進捗を見据えた適正規模での施設配置を行うため、既存の4施設(北部・南部・東部東和・東部津山)を統合した(仮称)東部学校給食センターを新たに整備する。

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		19 校
中学校		10 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		5 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	5 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	26 箇所
	学校武道場	3 箇所
	社会体育施設	30 箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	○	令和5年4月1日
国土強靱化地域計画※2	○	令和4年1月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、個別施設計画として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は市のホームページ等で公表する。</p>
--

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

学校等の名称	目標	整備方針			事業全体の整備面積等 【負担金事業を含む】		事業全体の概算工事費 【負担金事業を含む】		事業実施 年度 (予定)	備考	
		事業単位	建物 区分	構造 区分	全事業期間 (契約～完成)	(㎡、箇所 等)	うち、 補助対象 面積等	(千円)			うち、対象内 実工事費 (千円)
(仮称)米山小学校(Ⅱ期工事)	(4)	屋外教育環境	-	-	R7.3～R8.3	55	55	600	600	令和7年度	
(仮称)東部学校給食センター(Ⅰ期工事)	(5)	共同調理場(新增築)	-	S	R8.2～R8.3	2	2	1,304	1,304	令和7年度	
(仮称)東部学校給食センター(Ⅰ期工事)	(5)	共同調理場(改築)	-	S	R8.2～R8.3	64	64	41,728	41,728	令和7年度	
計											
(参考)負担金事業											
(仮称)米山小学校	—	負担金事業	校	S	R7.3～R9.3	1,060	1,060	346,874	346,874		
(仮称)米山小学校	—	負担金事業	校	W	R7.3～R9.3	1,974	1,974	740,075	740,075		
(仮称)米山小学校	—	負担金事業	屋	S	R7.3～R9.3	919	919	290,244	290,244		